

沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館学芸室設置要項

令和4年3月25日

沖芸大要項第5号

(趣旨)

第1条 この要項は、沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館規程（令和3年沖芸大規程第78号）第4条に基づき、附属図書・芸術資料館（以下「本館」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本館に学芸室を置く。

(業務)

第3条 学芸室は次に掲げる業務を行う。

- (1) 芸術資料の収集、保管、展示及び調査研究に関すること
- (2) 芸術資料の利用に関すること
- (3) 展示室の使用に関すること
- (4) その他学芸業務に関すること

(室長及び室員)

第4条 学芸室に室長及び室員を置く。

- 2 室長は、本学教員が兼務し、学長が指名する。
- 3 室員は、学芸員、事務職員及びその他職員とする。

(雑則)

第5条 この要項に定めるもののほか、学芸室に関し必要な事項は、沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館運営委員会の議を経て館長が別に定める。

附 則 (令和4年3月25日学長決裁)

この要項は、令和4年3月25日から施行し、令和3年4月1日から適用する。